



## Artificial Womb and Abortion Right.

### 人工子宮と中絶の権利

interviewee

Dr. Claire Horn

#### Q.ご自身の研究のバックグラウンド、専門領域、キャリアについて教えてください。

2016年以降、主に人工子宮（AW）技術に焦点をあてた研究を行っている。ロンドン大学バークベック校の博士課程で初めてこのテーマを研究し始めた。博士論文は、AW技術が米国、カナダ、英国の中絶権にどのような影響を与えうるかを検討している。近日にAWテクノロジーに関する“Eve: The Disobedient Future of Birth”という本が発売される予定）。米国とカナダ、カナダと英国の間には、ある側面で類似点があることがわかっている。しかし、法的枠組みという点では、それぞれに大きな違いがある。

その後、生殖ケアにおける平等の問題や、AW技術の臨床試験において生じる質的な問題にも目を向けるようになった。現在、カナダのノバスコシア州にあるダルハウジー大学の健康法学科を拠点に活動している。

#### Q.人工子宮 (Artificial Womb; AW) について、現在の技術的到達点について簡単に教えてください。

AW技術の分野では、妊娠の初期または後期のどちらかに焦点を当てた、いくつ

かの異なるプロジェクトが行われている。

1)極度の未熟児（妊娠21～22週で出産）をケアするためのAWテクノロジーに焦点を当てたプロジェクト。この研究は、オーストラリア、日本、オランダで行われている。AW技術は、従来の未熟児支援技術とは異なり、(生まれる前の環境に合わせて)人工羊水中に胎児を浮かせることで子宮内環境を再現し、未熟児の問題を予防することを目的としている。これは、早産を減らすのではなく、早産によって新生児に生じる問題を完全に防ぐことを目的としている。これまで子羊を使った動物実験に成功している。

2)胚を用いた研究プロジェクト。イスラエルの研究者たちは、マウスの胚をAW技術を使って胎児まで育てることに成功した<sup>1</sup>。イスラエルの研究グループは、ヒトの胚を使って同じ研究を行うため倫理委員会での承認を得ようとしている。

#### Q.人工子宮に関してこれまで研究されてきたことについて、簡単に教えてください。

AW分野での研究は、主に中絶への影響の可能性に焦点を当てている。このテーマに惹かれたのは、生命倫理の領域で、もし妊娠を体外で再現することができれば、中絶はもはや許されないとする対話が盛んに行われていたため。つまりは、事実上、女性の身体が関与しているからこそ、中絶が存在するのだということがわかる。

フェミニストの立場からすると、この考えは逆行しているように思える。法律について考えてみると、このような技術は、米国のように中絶が例外を除き犯罪である国においてのみ、中絶の権利を脅

<sup>1</sup> 「人工子宮でマウスの受精卵を「胎児まで成長させることに成功」 (<https://nazology.net/archives/85300>)



かすものだ。中絶をめぐる法的枠組みが異なる国（例えばカナダ）では、中絶の権利に対する潜在的な影響はまったく違った見方になる。

**Q. 人工子宮にたいする議論が活発になってきていますが、どのような議論がありますか。対立関係はありますか？ フェミニストの立場は？**

倫理的な議論は、いくつかに分類することができる。

1) 現時点での科学とその潜在的影響に関する議論。これは、早産児の命を救うことを目的としたAW技術に焦点を当てたもので、そのような技術をどのように試行するのが最善であるかに多くの議論が集中している。この場合、早期の帝王切開などを余儀なくされる妊婦（つまり、必然的に難産となる）が対象となる。この場合、倫理的な問題や安全性に関する懸念がある。人として最初の患者は誰になるのだろうか？

2) 妊娠を完全に回避すること、すなわち着床から出産までを通して全て人工子宮内で行う完全な体外発生に関する、社会的法的側面についての議論。

3) 生殖の権利と、AW技術では再現できない人間の妊娠の側面（例えば、関係性の側面）に関する議論。

4) 親権に関する議論と、AW技術が広く利用できるようになった場合、誰が利用できるようになるのか？ 逆進的な政策につながるか？ 差別的を促進するのか？などをめぐる議論。

**Q.人工子宮は、人工妊娠中絶に関する議論/実践にどのような影響を与えますか/与えませんか？**

コンテキストが非常に重要だ。米国を例にとってみると、ロー対ウェイド裁判

の崩壊があり、中絶反対派が多数の州議会では、AWテクノロジーが中絶の権利をさらに侵食するために利用される危険性がある。

人権に重きを置いている国では、同じような懸念はないと考えている。例えばカナダでは、中絶へのアクセスに問題があり、中絶反対の運動家は確かに存在する。しかし、現在の法律では、このような技術の導入により中絶が禁止される可能性は非常に低いと考える。

また、これらの技術は懐胎(gestation)を再現するものであって、妊娠(pregnancy)を再現するものではないことも忘れてはならない。完全な体外発生は可能だが、完全にアクティブな妊娠出産を実現することは不可能だ。

**Q.人工子宮を必要とするのはどのような人たちですか？ どのような恩恵、どのようなリスクがありますか？**

現段階では、未熟児の生命維持のためのトータルシステムとして、最も有益な技術だ。早産で生まれた赤ちゃんは、たとえ助かったとしても、大きな健康被害を受ける可能性がある。もし、AWの技術が成功すれば、これらの赤ちゃん（とその家族）の予後を大きく改善することができるかもしれない。同様に、妊娠を安全に継続することが困難な人々が直面するリスクも、この技術によって回避できる可能性がある。しかし、これは非常に困難な臨床試験であり、倫理的にも問題がある。

オランダでは、AW技術と出産に関する研究が行われている。理想は、子供が人間の子宮の中にいる状態とAWの中にいる状態の2つの段階の移行のストレスを最小限にすること（つまり、移行中に空気を吸わないこと）であり、そのためのプロセスは必然的に複雑になり、当事者



の女性にとって倫理的に疑問のあるものになるだろう。

**Q.人工子宮に関して、色々な視点から議論がなされますが、最も重要な論点は何でしょうか？ もっとも喫緊に論じられなければならない問題とは？**

すでに議論されていること以外にも、一般的に言って、AWのような生殖技術は、あまりにも未来的で話題にする価値もないとされがちである。その結果、文化的な議論よりも技術の方が早く進んでしまう危険性がある。この技術の倫理に関する対話が、公的な場で早急に開始されることが重要。

科学的な研究者が主導する公開討論がもっと行われることを望んでいる。さらに、もっと定量的な研究や、多様な医療従事者（助産師、看護師など）やリプロダクティブ・ライツの観点から疎外されている人々の意見や視点を取り入れた研究をしてほしい。

**Q.宗教界からは人工子宮に対してどのような反応がありますか？**

これまでほとんど議論されてこなかったが、これから議論されることになりそうだ。

カトリック倫理学の立場から、伝統的な母性に代わる技術という考え方に不快感を示す論文に出会ったことがある。一方、同様の倫理的な立場から、AWテクノロジーは社会から中絶をなくす手段として歓迎されるべきだという考え方の記事も読んだことがある。

**Q.優生思想を助長する可能性がありますか？ どのように？**

近刊の本で優生思想に1章を割いている。

特定の文脈に目を向け、特定の国でAWと優生学をめぐるどのような問題が起こりうるかを検討することが重要。例えば、カナダでは、先住民の女性を対象とした国家政策の長い歴史がある。したがって、カナダの法的な歴史に目を向けたり、カナダの病院で現在行われている、先住民の女性が自らの意思で妊娠を継続する能力を損なうような行為に目を向けることが必要だ。

AWテクノロジーの危険性は、人工子宮が、女性の子宮よりも胎児にとって「より安全な場所」であると提示される可能性があること。こうした主張は、特定の女性グループが人種差別などを受けようになった場合に危険をもたらす可能性がある。

**Q.子宮移植や代理出産と比べて、人工子宮にはどのような advantage と disadvantage がありますか？**

他の技術について比較できるほどの知識は持っていないが、それぞれの技術にまつわる対話の共通点に注目するのは興味深い。共通するテーマは、妊娠中の人を議論から排除する傾向があること。

**Q.人工子宮が臨床応用された場合、既存の男女関係はどのように変わりますか？ それは女性にとって好ましい社会ですか？**

完全な体外発生に関するフェミニストの文献はたくさんある。妊娠・出産は女性に対して社会的に不均衡な負担を強いるものであり、AW技術によってこの負担を社会全体で再分配することができるという考えには説得力がある。こうした議論が起こるということは、妊娠中の人や子どもに対して十分なケアが提供されて



いないことを示している。つまり、社会が負担を分担する手段（育児休暇の提供など）が不十分であるということ。

テクノロジーではなく、社会的な解決策が必要だと考えている。AWテクノロジーは、基本的に良いものでも悪いものでもない。もし、社会がすでに完全なリプロダクティブ・ジャスティスを達成していれば、AWテクノロジーは素晴らしいツールになり得るが、まだそこまでは到達していない。

#### Q.その他、コメントなど。

このテーマについて特に強調したいのは、ディストピアやユートピアの典型に陥りやすいということ（例：赤ちゃん工場 vs. 至福の公正な未来）。それらの倫理的な問題を検討するのは興味深い。しかし、自分の関心は、既存の法律や政策、そしてそのような技術を既存の文脈に導入することが潜在的にどのような影響を及ぼすかを考えることにある。

AWテクノロジーが法改正につながるかどうかはわからない。米国のロー対ウェイド裁判が崩壊するきっかけとなった最初の裁判では、胎児の生存可能性について議論する際に、これらの技術について具体的に言及された。(AW技術の進展を見越して)胎児の生存可能性は根拠としてもはや認められないとされた。そのため、今後、この技術の発展を利用して法律を変えようとする試みが増えるかもしれない。

#### Q.現在取り組んでいる研究、これから取り組みたい研究

現在育児休暇中であり、研究はしていない。休暇から戻ったら、平等に関する研究を続け、現在リプロダクティブ・ジャスティスの場で行われている人工子宮

の議論（低所得国と高所得国の間に見られる不平等、早産における人種的格差など）をどのように見直すことができるかを考えていく予定。もし私たちがAWテクノロジーをこうした文脈の中に位置づけるならば、早産に関してどのような問いを生み出すことができるだろうか。

デザインの問題にも関心を持っている。AWテクノロジーは、どのような使われ方をするのか？ ICUで使用するために特別に設計されたAW技術(つまり、可能な限り最高のサポートを備えた技術)は、より低いリソース環境(例えば、助産師など)で利用するために設計されたものとのように異なるのか？

(2023年2月)



**Dr. Claire Horn** [Link](#)

専門分野は法学とジェンダー研究。マギル大学で英文学の学士号、ロンドン大学バークベック校で博士号を取得。カナダのノバスコシア州にあるダルハウジー大学の健康法学科を拠点に活動している。

論文：

Claire Horn (2022) Artificial Wombs, Frozen Embryos, and Parenthood: Will Ectogenesis Redistribute Gendered Responsibility for Gestation? *Feminist Legal Studies* 30(1):1-22.

Claire Horn (2021) Abortion Rights after Artificial Wombs: Why Decriminalisation is Needed Ahead of Ectogenesis. *Medical Law Review* 29(1):80-105.

Claire Horn (2020) Gender, gestation and ectogenesis: self-determination for pregnant people ahead of artificial wombs. *Journal of Medical Ethics* 46(11):787-788.

著書：

Claire Horn (2023) *Eve: The Disobedient Future of Birth* (English Edition) Kindle Edition. Wellcome Collection.